

**個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う
個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて**

1. はじめに

本市では、平成11年10月に、藤井寺市個人情報保護条例（平成11年条例第2号）を施行し、市が保有する個人情報の取扱いの基本的事項を定め、各実施機関における個人情報の適切な収集、保管、利用等に努めることにより、市民のプライバシーを保護し、人権保障を図ってまいりました。

一方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図るため、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

このことにより、現在、各地方公共団体の個人情報保護条例等により定められている個人情報の取扱いについても、改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）の地方公共団体関連部分の施行日である令和5年4月1日以後は、改正法の規定に基づき統一的な運用が図られることとなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定め得るものとされている（※）ため、当該事項について見直しを検討する必要があります。また、情報公開制度におきましても、個人情報保護制度との整合性を確保するため、必要に応じて制度の見直しを検討する必要があります。

つきましては、当該見直しの検討について、藤井寺市個人情報保護条例第26条第2項及び藤井寺市情報公開条例（平成11年条例第1号）第16条第2項の規定に基づき、審査会の意見を伺うものです。

※ 改正法において条例で定め得るものとされている事項

条例で定める必要がある事項	開示手数料
必要に応じて条例で定めることが考えられる事項	行政機関等匿名加工情報
	条例要配慮個人情報
	不開示情報
条例で定めることを妨げるものではない事項	個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿
	開示決定等の期限
	審査会及び審議会

2. 検討事項

- 事項1 開示手数料の設定について（P 3）
- 事項2 行政機関等匿名加工情報制度（提案募集）の導入について（P 5）
- 事項3 条例要配慮個人情報条例で定める必要性について（P 7）
- 事項4 藤井寺市情報公開条例における非公開情報との調整の必要性について（P 9）
- 事項5 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について（P 11）
- 事項6 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の設定について（P 13）
- 事項7 審査会及び審議会のあり方について（P 15）

事項１ 開示手数料の設定について

① 概要

改正法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされていることから、条例において、手数料の額を定める必要がある。

改正法

(手数料)

第８９条 (略)

- ２ 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- ３ 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

② 検討

<市の現状>

現行の藤井寺市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）では、手数料について、開示の方法を問わず「無料」としており、当該文書等の写しの作成及び送付に要する費用（実費）については、特定人に対する個別行為であることを踏まえ、請求者の負担としている。

現行条例

(写しの交付等に係る費用)

- 第１８条 開示請求をして、前条第２項又は第３項の規定により開示請求に係る保有個人情報の記録の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する実費として市長が定める費用を負担しなければならない。

藤井寺市情報公開条例

(費用負担)

- 第１３条 第１０条第１項及び第２項の規定により写しの交付等を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

<国の見解>

開示請求時の手数料は無料とし、規則で実費の徴収について定めることは許容されている。

<個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）>

Q 開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。

A 実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。

Q 開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することはできるか。

A コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要があります。

③ 市の方向性

請求者に対する負担や、実務における負担を増やさず、藤井寺市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）との整合性を保つという観点を踏まえ、開示請求に関する手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とする。

事項２ 行政機関等匿名加工情報制度（提案募集）の導入について

① 概要

(1) 行政機関等匿名加工情報について

行政機関等が保有する一定の条件を満たす個人情報について、特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元することができないようにした情報をいう。

(2) 行政機関等匿名加工情報制度について

行政機関等匿名加工情報制度は、豊かな国民生活の実現に資することを目的として、公的部門が有するデータを、個人を識別できないよう加工した上で民間事業者等に提供し、その活用を促すものである。

その提供の流れは、市で保有する一定の条件を満たす個人情報ファイルを、「募集」⇒「企業等による提案」⇒「市で内容審査」⇒「承認する場合は、市と提案者で契約締結」⇒「行政機関等匿名加工情報の作成」⇒「提案者への提供」となる。

ただし、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体等については、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。

このことから、当該制度（提案募集）の導入について検討する必要がある。

改正法

（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）

制定附則第 7 条 都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第 110 条及び第 111 条の規定の適用については、当分の間、第 110 条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第 111 条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

【制定附則第 7 条による読み替え後】

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第 110 条 行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第 75 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 10 号」とあるのは、「第 10 号並びに第 110 条各号」とする。

- (1) 第 112 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第 112 条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

【制定附則第 7 条による読み替え後】

（提案の募集）

第 111 条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集することができる。

② 検討

国の個人情報保護制度の見直しに関する最終報告において、提案募集を任意とする理由として次の２点が挙げられている。

- ・ 国においては、平成２８年に非識別加工情報（改正法における匿名加工情報）の提案募集制度が設けられた。それに伴い地方公共団体においても条例で提案募集制度を設けることとした例もみられるが、全国的にもごく少数であること。
- ・ 既に同様の制度を運用している国の行政機関等においても事例の蓄積が乏しいこと等から、地方公共団体における制度の適切な運用の確保に懸念があるとされていること。

③ 市の方向性

現状、行政機関等匿名加工情報制度の導入は「任意」であり、当該情報の取扱いについては、利活用の視点だけでなく、安全性確保の視点も踏まえ、より慎重に検討を行う必要がある。

については、先行導入する都道府県や指定都市の実績等を注視し、調査研究等を行うこととし、改正法の施行段階では、行政機関等匿名加工情報制度の導入を見送るものとする。

事項3 条例要配慮個人情報条例で定める必要性について

① 概要

(1) 要配慮個人情報について

要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

＜個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）＞

4-2-5 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう（法第2条第3項）。なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらない。

- (1) 人種 (2) 信条 (3) 社会的身分 (4) 病歴 (5) 犯罪の経歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号）。
- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（(9)において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（(9)において「健康診断等」という。）の結果（同条第2号）
- (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（同条第3号）。
- (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（同条第4号）。
- (11) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）。

(2) 条例要配慮個人情報について

改正法

（定義）

第60条 （略）

- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

前述の要配慮個人情報と同様に、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報を条例で定めることができるため、その必要性について検討する必要がある。

② 検討

<市の現状>

現行条例では、第7条第4項において、センシティブ情報の収集を原則として禁止している。

現行条例

(収集の制限)

第7条 (略)

4 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りではない。

- (1) 思想、信仰、信条その他心身に関する基本的な個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

<国の見解>

行政機関においては、事務事業の目的達成に必要な限りで思想、信条等のセンシティブ情報を収集・利用しなければならない場合があること等を踏まえ、個人情報の類型を問わず、目的達成に必要な範囲を超えた個人情報の収集・利用を制限すべきと解釈している。

<個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）>

Q 要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは可能か。

A 要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。一方で、法はこのような規律を定めることについて委任規定を置いていません。よって、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。

他方、法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（法第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、法第63条（不適正な利用の禁止）、法第64条（適正な取得）等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。

③ 市の方向性

現行条例で規定する「センシティブ情報」と、改正法における「要配慮個人情報」の内容に差異がないことを鑑みれば、特段、「条例要配慮個人情報」を追加する必要はないと考える。

また、仮に「条例要配慮個人情報」を定めたとしても、それらに取得の制限を課す規定は改正法にはなく、「取得や提供等に関する固有ルール」を条例で定めることも許容されていないため、保有、提供等の具体的な取扱いが変わることはない。

事項４ 藤井寺市情報公開条例における非公開情報との調整の必要性について

① 概要

改正法第７８条において、開示請求時に不開示とする情報について定められている。同条第１項では不開示情報を列記し、第２項では地方公共団体の機関の情報公開条例との整合性を踏まえた読替規定がなされている。

改正法

【第７８条第２項による読み替え後】

(収集の制限)

第７８条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第５条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

上記のことから、改正法に基づく個人情報の開示請求に係る「不開示情報」について、情報公開条例に基づく公開請求に係る「公開してはならない情報」との整合性等を検討する必要がある。

② 検討

次のとおり改正法と情報公開条例を比較する。

◇ 不開示情報に係る改正法と情報公開条例の比較（条文一部省略）

改正法	藤井寺市情報公開条例
第７８条第１項第１号 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	第６条第１項第１号 個人情報（次の情報を除く。） ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は慣行により、何人も閲覧できるとされている情報
第７８条第１項第２号 開示請求者以外の個人情報（次の情報を除く。） イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 公務員等の職及び当該職務遂行の内容	イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、公開しても、この号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報 ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報 エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
(3) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報	(2) 法人その他の団体に関する情報又は個人の事業者の当該事業に関する情報
第７８条第１項第４号及び第５号（略）	市町村には適用されない規定なので該当なし

改正法	藤井寺市情報公開条例
(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報	(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報
(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ～ト（略）	(4) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの (6) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、警備その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じる情報
該当なし	(5) 実施機関と国等の機関との間における照会、検討、協議等に関する情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係に著しい支障がある情報 (7) 法令等の規定により明らかに公開することができない情報及び法律若しくは法律に基づく政令の規定により市長その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関して、主務大臣等から公開してはならない旨の明示の指示がある情報

情報公開条例第6条第1項第5号に規定する「国等との協力・信頼関係に関する情報」及び同項第7号に規定する「法令秘情報」については、改正法において不開示情報として明確に規定されていないが、当該規定に相当する情報は、改正法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とすることが可能であると考えられる。

<個人情報保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）>

Q 他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。

A 法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。

③ 市の方向性

情報公開条例における「公開してはならない情報」と改正法における「不開示情報」との間に大きな乖離がみられないことから、法施行条例において不開示情報として追加する必要があるものは認められず、規定の必要はないと考える。

事項5 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について

① 概要

改正法第75条第1項において、市が保有する個人情報ファイルについて、同法及び政令で定める事項を記載した個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられており（個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人以上の場合）、また、同条第5項において「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成し、公表することが許容された。

このことから、「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」作成し、公表する必要性について検討する必要がある。

改正法

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第78条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2～4 略

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、**個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿**を作成し、公表することを妨げるものではない。

※ 「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」とは、現行の「個人情報取扱事務開始届出書」に相当するもの

② 検討

＜市の現状＞

個人情報を取り扱う全ての事務については、事務を開始しようとするときに「個人情報取扱事務開始届出書」を作成し、本庁1階情報交流ひろばにて一般の縦覧に供している。

◇ 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務開始届出書の相違点

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務開始届出書
作成趣旨	実施機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を市民に明らかにすることにより、透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態を的確に認識できるようにするもの	実施機関が取り扱う個人情報について、その態様を市民に明らかにするとともに、市民が自己に係る情報の所在や内容を確認することができるようにするもの
作成対象	個人情報ファイルに含まれる本人の数が	制限なし

人数	1, 0 0 0人以上	
----	-------------	--

◇ 記載事項比較表

個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務開始届出書
① <u>個人情報ファイルの名称</u> ② 行政機関等の名称 ③ <u>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</u> ④ 個人情報ファイルの利用目的 ⑤ <u>個人情報ファイルの記録項目</u> ⑥ <u>記録範囲</u> ⑦ <u>記録情報の収集方法</u> ⑧ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 ⑨ <u>記録情報の経常的提供先</u> ⑩ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 ⑪ 他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度 ⑫ <u>電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別</u> ⑬ 政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無 ⑭ 条例要配慮個人情報が含まれる旨 ⑮ 備考	① <u>個人情報取扱事務の名称</u> ② <u>個人情報取扱事務の目的</u> ③ <u>個人情報取扱事務を所掌する組織の名称</u> ④ 取扱開始年月日 ⑤ 根拠法令等の規定 ⑥ <u>個人情報の対象者の範囲</u> ⑦ <u>個人情報の記録項目</u> ⑧ <u>個人情報の収集方法</u> ⑨ 個人情報の収集時期 ⑩ <u>個人情報の記録媒体</u> ⑪ 電子計算機処理の有無 ⑫ 電子計算機結合の有無 ⑬ 他の法令等による開示の有無 ⑭ <u>経常的な目的外利用の有無</u> ⑮ <u>経常的な外部提供の有無</u> ⑯ 委託の有無 ⑰ 備考

※ 下線箇所は、同趣旨の記載であり、どちらにおいても、実施機関が保有する個人情報の取扱いについて市民に明らかにするという役割を果たすという部分は共通していると考えられる。

③ 市の方向性

現行の「個人情報取扱事務開始届出書」は、帳票が多数存在する状態にあり、個人情報の把握がしづらく、「個人情報ファイル簿」の作成趣旨と類似していることから、市民等への個人情報の取扱いのわかりやすさ、保守・管理の事務の効率化を図る観点から、「個人情報取扱事務開始届出書」を廃止し、「個人情報ファイル簿」のみによる運用を進めていくことが望ましいと考える。

作成・公表義務の対象外となる1, 0 0 0人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成は行わないが、個人情報の適切な運用管理を行うため個人情報ファイル簿に記載されている同程度の情報を一覧表にして管理していくものとする。

事項6 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の設定について

① 概要

改正法第83条、第94条及び第102条において、開示請求に対する開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等については30日以内に行うこととし、期限の延長については30日以内に限り認められることとなった。

改正法

(開示決定等の期限)

第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

また、上記に加え、改正法第84条において開示決定等の期限の特例について定められている。

改正法

(開示決定等の期限の特例)

第84条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

この開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限及び期限の延長については、改正法第108条の規定に基づき30日以内の期間を条例で定めることが許容されている。

改正法

第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

現行条例において、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限並びに延長の期限を「15日以内」としていることから、法に合わせた期限とするのか、法よりも短い期限とするのかを判断する必要がある。

これについては、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期間計算の方法が初日不算入となったことを踏まえて判断する必要がある。

加えて、現行条例と異なる期限を設定するのであれば、情報公開制度と個人情報保護制度の均衡を図るため、情報公開決定の期限についても同様の期限とすることが考えられる。

＜個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）＞

Q 開示決定等の期限に係る初日の算入又は不算入といった期間計算の方法について、法とは異なる内容を法施行条例で規定することはできるか。

A 期間計算の方法については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません。

② 検討

現状、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等については「15日以内」に決定処分を行っており、今後も同様の対応が可能であると考えられる。また、法の決定期限（30日）を採用した場合、現行条例の場合と比べ、開示請求者が開示決定等を受けるまでの期間が長くなり、開示請求者にとっては不利益な制度の変更ということとなる。

③ 市の方向性

以上のことから、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限並びに延長の期限は、法に定める期限を短縮し、現行条例の期限に合わせることが望ましいと考える。

また、情報公開制度における公開決定等の期限についても、個人情報保護制度との均衡を図るため、期間計算の方法を初日不算入とする対応を行うものとする。

事項7 審査会及び審議会のあり方について

① 概要

改正法の規定により、個人情報保護制度に係る審査会及び審議会について、次のとおり定められることとなった。

<審査会>

改正法第105条の規定により、開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に対して行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の諮問については、地方自治法第138条の4第3項本文の機関としてではなく、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として諮問を行う。

改正法

(審査会への諮問)

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等・・・について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、・・・情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 略

3 前2項の規定は、地方公共団体の機関・・・について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（・・・）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。」

<審議会>

改正法第129条の規定により、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

改正法

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

審査請求があった場合の諮問をするべき機関の根拠規定が変わること及び個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされたことから、現行の審査会のあり方を検討する必要がある。

② 検討

<市の現状>

藤井寺市個人情報保護審査会を設置し、当該審査会に対し、個人情報の保護の制度に

関する重要事項について、意見等を求めている。

現行条例

(藤井寺市個人情報保護審査会の設置)

第26条 前条に規定する諮問に応じて審査請求及び実施機関の認定に係る事項について審査するため、地方自治法第138条の4第3項本文の規定に基づき、藤井寺市個人情報保護審査会を設置する。

2 審査会は、個人情報の保護の制度に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

令和5年4月1日以降は、審査会に個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等についての諮問ができなくなるため、開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に対する行政不服審査法に基づく審査請求に係るものが多くのウエイトを占めることとなる。このことから、現在、本市に設置されている「個人情報保護審査会」、「情報公開審査会」及び「行政不服審査会」の担う役割が「審査請求に係るもの」という同様の性質を持つこととなり、当該3審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関として一つの審査会とすることが可能になる。

<個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）>

Q 法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合等が想定されます。

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

③ 市の方向性

令和5年4月1日以降は、審査会に対して従来の形で諮問等を行うことは出来なくなるが、個人情報保護制度の運用について意見徴収できる機能は継続する。

加えて、②の検討を踏まえて「個人情報保護審査会」、「情報公開審査会」及び「行政不服審査会」を行政不服審査法第81条第1項の機関として統合するものとする。